

静岡県告示第431号

訪問看護ステーション設置促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月7日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後																	
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者が、法第8条第4項に規定する訪問看護又は法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所（法第71条第1項の規定により、法第41条第1項本文の指定があったものとみなされる事業所を除く。）をいう。</p> <p><b>第4 交付の申請</b></p> <p>(1) 提出書類 各1部 ア～エ (略) オ 資金状況調（様式第5号）</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>別表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助率 (額)</th> </tr> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		補助の対象		補助率 (額)	補助対象経費	補助基準額	訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	(略)	(略)	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者が、法第8条第4項に規定する訪問看護又は法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所（法第71条第1項の規定により、法第41条第1項本文の指定があったものとみなされる事業所を除く。）をいう。</p> <p><b>第4 交付の申請</b></p> <p>(1) 提出書類 各1部 ア～エ (略) オ 資金状況調（様式第5号）<u>（アの申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>別表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助率 (額)</th> </tr> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		補助の対象		補助率 (額)	補助対象経費	補助基準額	訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	(略)	(略)
補助の対象		補助率 (額)																	
補助対象経費	補助基準額																		
訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	(略)	(略)																	
補助の対象		補助率 (額)																	
補助対象経費	補助基準額																		
訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）	(略)	(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号（その2）を次のように改める。

様式第3号（その2）（用紙 日本産業規格A4縦型）

経費所要額明細書（変更経費所要額明細書、実績額明細書）

（積算内訳）

（単位：円）

区分	金額	積算内訳
給料		
職員手当		
報酬		
共済費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費 （備品の設置に伴う工事請負費を含む。）		
合 計		

（注） 科目別に積算内訳を記入すること。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。